

町建設工事をめぐる住民訴訟の最高裁判所の 決定について（控訴審判決が確定しました）

【町長コメント】

標記の住民訴訟に関し、12月17日に最高裁判所より上告を棄却するなどの決定がなされ、控訴審判決が確定しました。（本日、12月18日に同裁判所から決定調書の送達が本町にありました。）

この上告は、控訴審判決を不服として、控訴人（町長）の補助参加人（建設業者ら）から提起されていたものです。

控訴審判決では、熊取建設業協同組合（解散）の主導により談合がおこなわれた町発注の建設工事を144件と認定（推認）し、町の被った損害を3億7474万9725円と認めるとともに、建設業者23者及び個人2人に対し、それぞれの認定額及びこれに対する平成21年6月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を熊取町に支払うよう請求せよと命じています。

町といたしましては、この判決の内容を重く受け止め、今後は建設業者らに対する損害賠償金等の請求や入札参加停止措置の検討など、速やかに必要な対応をおこなってまいります。

以上、住民訴訟の判決確定に際しての町長コメントとさせていただきます。

◆最高裁判所における決定内容

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

注1) 民訴法第312条：上告の理由、民訴法第318条：上告受理の申立

◆住民訴訟の経過

●平成21年5月28日（訴訟提起）

「平成15年から19年までの町発注工事のうち、熊取建設業協同組合（※平成20年3月に既に解散）加盟業者のみで入札が行われ、同加盟業者23者が落札した工事157件について、談合が行われ町に損害が生じているとして、各工事の契約額と最低制限価格との差額の総額8億5,983万9,750円を当該23者に、また談合を主導したとして、組合幹部であった元理事長に5千万円、元専務理事に4千万円、それぞれ損害賠償請求を行うことの義務付けを町長に求める。」として訴訟提起

●平成24年6月8日（第1審判決）

請求対象工事157件のうち144件について、組合の主導により談合が行われていたものと認め、合計5億5,732万4,775円を建設業者23者及び個人2人に対し、それぞれの認定額を町へ支払うよう損害賠償請求を行うことなどを町長に命じた。

●第1審判決後、判決を不服とする（第一審被告）補助参加人からの控訴提起

●平成25年5月10日（控訴審判決）

請求対象工事157件中144件については、組合の主導により、入札に参加した組合加入業者の間で談合が行われたものと認定（推認）され、町の被った損害については、第一審での認定額5億5,732万4,775円を変更（減額）し、合計3億7,474万9,725円と認め、建設業者等に対して、それぞれの認定額（合計）を熊取町に支払うよう損害賠償請求をすることを熊取町長に命じた。

●控訴審判決後、多数の（上告人兼申立人）補助参加人（建設業者ら）は、この判決を不服とし上告。

●平成25年12月17日（最高裁判所の決定）

上告の棄却決定等により、控訴審判決が確定

【問い合わせ】

熊取町総務部総務課行政グループ
TEL 072-452-1003（直通）
FAX 072-452-7103



▲ジャンプ君



▲メジャーちゃん